

人権リーダー養成講座 あいあい講座

いろいろな人権の知識を増やすことが人権尊重のスキルアップにつながります。連続講座ですが、興味のある回だけの受講も可能です。気軽に参加してください。

共催 泉佐野市人権を守る市民の会

申込・問合先 電話、Faxまたはeメールで申込者の住所、氏名、電話番号、参加希望の講座番号（①～④）を人権推進課（☎463-1212 Fax464-9314 eメール：jinken@city.izumisano.lg.jp）へ

じんけん  
人権のひろば

日時	テーマ	講師
①12月25日(水) 午前10時～正午	「部落問題とは」	柴原浩嗣さん (一般財団法人 大阪府人権協会)
②来年1月9日(休) 午後3時30分～5時	「見た目問題とは？アルビノとは？」	藪本 舞さん (アルビノ・ドーナツの会代表)
③来年1月21日(火) 午後3時30分～5時	「アンコンシャス・バイアス」 (無意識の偏見・思い込み)	小川真知子さん (大阪市立大学非常勤講師)
①～③いずれも 場所 レイクアルスタープラザ・カワサキ生涯学習センター 定員 ①～③各35人 (先着順) ※受講無料。手話通訳、一時保育 (希望者は開催日の10日前までに要申込) あり		
④施設見学 日時 来年3月15日(日) 午前7時30分～午後6時 内容 「よわいことってすてきやなあ～ 止揚学園」 (滋賀県東近江市佐野町885) 定員 8人 (先着順) 昼食代 1,000円		

平成18年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行されましたが、拉致被害者全員の帰国は未だに実現していません。拉致問題の解決はわが国の国民的課題であり、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処は国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。本週間を通じて北朝鮮当局による人権侵害問題に対する関心と認識を深めましょう。

問合先 人権推進課

12月10日～16日は  
北朝鮮人権侵害問題  
啓発週間

差別撤廃条例  
泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例  
～1993(平成5)年12月施行～

この条例は、部落差別をはじめ、在日外国人、障害者、女性などへの差別など、あらゆる差別をなくし、一人ひとりの人権が大切にされる「まちづくり」をめざしています。

問合先 人権推進課

【事例1】 ネットで著名な経済学者や経営者のセミナー合宿を見つけた。説明会では減多にない機会などと勧誘され、50万と高額だがクレジットカード払い契約をした。しかし仕事の都合で行けなくなり「キャンセル」の連絡をした。すぐに「承諾した」とメールがきたが、その後何度も返金請求しても全く回答がない。

【事例2】 SNS仲間で「独立したいね」などとやり取り。「英会話教室に入れば人脈が広がります」と誘われ出向いた。10数人がプリントで勉強中だった。数回参加後、公的機関融資担当者となる人が「毎月数人教室に入れたら高収入になる」と説明。突然自分のスマホを見せ、数カ所への入力を指示した。驚いたが画面を読む間もなく名前、クレジットカード番号を入力。最近記憶して、二回分の不明な引き落としに気づいた。

【解説】 事例1の相談者には、業

消費生活センターだより

見守りリリー

相談受付  
午前9時～  
午後4時30分

南海線「泉佐野」駅前  
☎469-2240

起業・独立をうたうセミナーやモノなしマルチ商法に注意!

者に返金請求書、カード会社には経緯書と抗弁書を送付するよう助言。最終的に約4カ月半後全額返金されました。

事例2は連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)です。特定取引商法で義務化されている概要書面の交付が無く、また不実告知などの問題があり、相談者に「契約取消し通知」を書面で送付するよう助言。センターからカード会社に問い合わせ、決済代行業者の介在が判明。交渉の結果業者が解約に応じました。

【アドバイス】

最近ビジネスに関心を持つ20代の若者が多く、ネット情報による被害が増加しています。起業や独立をうたう高額なセミナーはよく考えて申込をしましょう。マルチに関して、今までは健康食品・洗剤・化粧品などの商品が殆どでした。しかし、最近では「海外事業、仮想通貨への投資・語学教室などに人を紹介すれば高額報酬が入る」などといわゆる「モノなしマルチ」による被害の増加が目立ってきています。これらの被害にあわないために、

- 仕組みや実態がわからない時は、毅然と断る
- 安易にクレジットカード決済をしない
- ネットのみを信用せず、図書館、報道、公的機関などの情報を収集し、正確な経済知識を持つ

何か困った時は、消費生活センターへご相談ください。